

# 送配電部門の情報公表マニュアル

北海道電力ネットワーク株式会社

送配電部門の情報公表マニュアル

2020年 4月 1日制定  
2024年 7月10日改正(第7次)  
(所管) 工 務 部

(目 次)

1. 目的 ..... 1

2. 適用範囲 ..... 1

3. 用語の定義 ..... 1

4. 情報の公表および保護 ..... 1

  

別表1 送配電部門が公開する情報および手段, 時期 ..... 3

別表2 送配電部門が個々の請求に応じて個別に開示する情報および窓口, 手段, 時期 ..... 6

別表3 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報および窓口, 手段, 時期 ..... 7

## 送配電部門の情報公表マニュアル

### 1. 目的

このマニュアルは、当社の送配電部門（以下、「送配電部門」という。）が、送配電部門における電力系統の利用に資する情報（以下、「情報」という。）の公表について具体的事項を定め、電力系統を利用するすべての事業者に対して、公平性・透明性を確保することを目的とする。

### 2. 適用範囲

このマニュアルは、送配電部門による情報の公表に適用する。

### 3. 用語の定義

このマニュアルに使用する主な用語の定義は、次による。

- (1) 「公開」とは、一般に公開されているホームページや配布物等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- (2) 「開示」とは、請求者と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定して情報を提供することをいう。
- (3) 「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ、個々に示し説明することをいう。
- (4) 「公表」とは、公開、開示および提示の総称をいう。

### 4. 情報の公表および保護

- (1) 送配電部門は、別表1に示す情報を、送配電部門の公平性・透明性を確保するため公開する。
- (2) 送配電部門は、別表2に示す情報について、接続検討申込済または低圧（容量10kW以上）の系統連系希望者等の開示請求者から情報開示の請求があった場合、保有している情報を、当該請求者に開示する。ただし、開示にあたっては、次の措置を行う。
  - a. 秘密保持契約の締結
  - b. 使用目的の確認（送電容量制約及び需給バランス制約による出力抑制のシミュレーションを行うため、及びそのシミュレーション結果を用いた事業性判断のために限定）
  - c. 開示手数料（1万円+消費税等相当額）の支払い
- (3) 送配電部門は、別表3に示す情報について、系統接続を検討している事業者等から系統利用検討の目的のために情報提示の要請があった場合、保有している情報を、当該要請者に提示する。ただし、提示にあたっては、次の措置を行う。
  - a. 要請者の身元確認および秘密保持誓約書の提出  
送配電部門は、情報の提示にあたって、情報の第三者への漏洩および目的外の使用により電力の安定供給に重大な影響を与える可能性のある場合または送配電部門の業務運営に支障が生じる可能性がある場合には、当該要請者と協議のうえ、必要に応じて要請者の身元確認のための「印鑑証明書」等の提示や秘密保持誓約書の提出を求める。
  - b. 使用目的の詳細（発電所建設の計画内容など）の確認

- (4) 送配電部門は、次に掲げるものについて公表しない。
- a. 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
  - b. 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- (5) 送配電部門は、情報の提示を求める個々の要請について、提示できない場合、その理由を説明する。

別表 1 送配電部門が公開する情報および手段、時期

情報項目	公開の手段	公開時期
(a) 送配電部門の系統ルール <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統計画策定マニュアル</li> <li>・系統アクセスマニュアル</li> <li>・系統運転・操作マニュアル</li> <li>・周波数調整マニュアル</li> <li>・系統電圧・潮流調整マニュアル</li> <li>・停電作業手続き運用マニュアル</li> <li>・配電設備の形成・運用マニュアル</li> <li>・送配電部門の情報公表マニュアル</li> </ul>	当社の ホームページ	都度
(b) 系統の予想潮流 <sup>(※1)</sup> 等に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統の予想潮流等に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（基幹系統およびローカル系統）<sup>(※2)</sup></li> </ul>	同上	同上
(c) 流通設備計画 流通設備建設計画 <sup>(※3)</sup>	同上	同上
(d) 需要および送配電に関する情報 <sup>(※4)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地点別需要、系統潮流実績<sup>(※5)</sup></li> <li>・系統構成、予想潮流</li> <li>・送電線・変圧器の投資・廃止計画<sup>(※6)</sup></li> <li>・送電線・変圧器の作業停止計画<sup>(※7)</sup></li> <li>・送変電設備のインピーダンス（ループ系統のみ。）</li> </ul>	同上	系統構成、予想潮流：1か月ごと その他：1年ごと
(e) 電源の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電等設備ごとに情報提供の対応状況を明示した送電系統図（発電等設備の名称は除く。）</li> </ul>	同上	1年ごと
(f) 需給関連情報（需給予想） <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻</li> <li>・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力</li> </ul>	同上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃
(g) 需給関連情報（電力使用状況） <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給区域の需要電力の現在値</li> <li>・供給区域の当日および前日<sup>(※8)</sup>の需要実績カーブ</li> <li>・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻</li> </ul>	同上	都度
(h) 需給関連情報（需給実績） <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給区域の需要実績（30 分値）</li> <li>・供給区域の供給実績（電源種別，30 分値）</li> </ul>	同上	同上

別表1 送配電部門が公開する情報および手段、時期（続き）

情報項目	公開の手段	公開時期
(i) 再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報 <sup>(※9)</sup> ・太陽光発電の接続・申込状況 <sup>(※10)(※11)</sup> ・風力発電の接続・申込状況 <sup>(※11)</sup> ・バイオマス発電の接続・申込状況 ・水力発電（揚水発電を除く。）の接続・申込状況 ・地熱発電の接続・申込状況	当社のホームページ	1か月ごと
(j) ノンファーム型接続の受付状況等に関する情報 <sup>(※12)</sup> ・太陽光発電の受付状況 ・風力発電（陸上・洋上）の受付状況 ・バイオマス発電の受付状況 ・水力発電（揚水発電を除く。）の受付状況 ・地熱発電の受付状況 ・火力発電の受付状況 ・その他の受付状況	同上	同上
(k) 再生可能エネルギー <sup>(※13)</sup> の出力制御（需給バランスの制約）の実施状況に関する情報 <sup>(※14)</sup> ・出力制御が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとに出力制御の指示を行った出力の合計 ・理由（「下げ調整力不足」などの要因）	同上	出力制御が行われた日の属する月の翌月
(l) 再生可能エネルギー <sup>(※13)</sup> の出力制御（送電容量の制約）の実施状況に関する情報 （前日見通し） <sup>(※15)</sup> ・混雑処理を行う見通しの系統 ・出力制御の見通し（再生可能エネルギーの出力制御期間、再生可能エネルギーの最大出力制御量発生時刻、再生可能エネルギーの概算出力制御量、再生可能エネルギーの概算最大出力制御量） ・予想混雑状況（運用容量、再生可能エネルギーによる混雑処理前の予想潮流）	同上	再生可能エネルギーの出力制御予定日の前日夕方まで
（実績（速報）） <sup>(※15)</sup> ・混雑処理を行った系統 ・出力制御内容（再生可能エネルギーの出力制御期間、再生可能エネルギーの最大出力制御量発生時刻、再生可能エネルギーの概算出力制御量、再生可能エネルギーの概算最大出力制御量） ・混雑状況（運用容量、再生可能エネルギーによる混雑処理前の潮流）	同上	再生可能エネルギーの出力制御を行った日の翌営業日まで

別表1 送配電部門が公開する情報および手段、時期（続き）

情報項目	公開の手段	公開時期
(m) 混雑系統に関する情報 (速報) ・ 混雑処理を行った系統 ・ 混雑処理を行った日時 ・ 概算出力制御量	当社の ホームページ	混雑処理を行った日の 翌営業日まで
(確報) ・ 混雑処理を行った系統 ・ 混雑処理を行った日時 ・ 出力制御量 ・ 混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御量）	同上	混雑処理を行った日が 属する月の翌々月の末 日まで
(年度報) ・ 出力制御回数 ・ 出力制御量（年度合計値） ・ 混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御 量、年度合計値）	同上	混雑処理を行った日が 属する年度の翌年度の 5月末日まで

- ※1 予想潮流は、「電源接続や設備形成の検討における前提条件(送配電等業務指針第62条)としての想定潮流の合理化の考え方について」に基づく算定方法での断面（以下同じ）とする。
- ※2 資源エネルギー庁「系統情報の公表の考え方」による。なお、基幹系統は275kVまたは187kVの送変電設備（変圧器については一次電圧により判断する。以下同じ）とし、ローカル系統は基幹系統および配電用変電所変圧器以下等の配電系統として扱う設備を除く送変電設備とする（以下同じ）。
- ※3 最新の供給計画において記載されているものとする。
- ※4 需要・送配電に関する情報について、公開範囲は基幹系統およびローカル系統とする。ローカル系統のうち計測対応をしていない箇所については、予想潮流が運用容量を超過した時点で、追加で当該設備の計測対応等をした上で地点別需要・系統潮流実績を公開する。
- ※5 変電所単位かつ1時間単位の実績を公開。変圧器の地点別需要・系統潮流実績については、変圧器の二次側母線単位で集約する。
- ※6 基幹系統については、10年間。ローカル系統については、レベニューキャップの事業計画（工事着工済み等）。
- ※7 基幹系統については、2年分の年間計画と、1年以上の過去計画。ローカル系統については、1年分の年間計画と、1年以上の過去計画。
- ※8 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。
- ※9 接続検討受付量、接続契約受付および連系承諾済の合計量、接続済の量、接続済の量のうちFIT特例③の設備量割合
- ※10 10kW未満と10kW以上に区分する。
- ※11 接続契約申込みおよび連系承諾済の合計量、接続済の量の内訳として無制限・無補償ルールが適用される量を掲載
- ※12 接続検討受付の件数・容量、契約受付の件数・容量、接続済の件数・容量は合計量と、内訳としてノンファーム型接続の量を公開する。ただし、ノンファーム型接続の内訳には、ノンファーム型接続の対象でない10kW未満の受付は含まない。
- ※13 本項目での「再生可能エネルギー」は、太陽光発電・風力発電を指す。
- ※14 公開する事項は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に準ずる。
- ※15 再生可能エネルギーの出力制御（送電容量の制約）の実施状況に関する情報については、基幹系統における再給電方式（一定の順序）の開始に伴い公開を行っていく。

別表2 送配電部門が個々の請求に応じて個別に開示する情報および窓口、手段、時期

開示する情報項目	開示受付窓口	開示の手段	開示請求時期
<p>(a) 基幹系統またはローカル系統に接続する電源に関する情報<sup>(※1)(※7)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電出力および放電出力実績</li> <li>・発電所名および蓄電所名</li> <li>・系統構成</li> <li>・電源種</li> <li>・発電等設備単位の設備容量、LFC幅、最低出力、変化速度</li> <li>・発電所単位または蓄電所単位の運用制約（燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約）</li> </ul> <p>(b) 基幹系統またはローカル系統に接続する電源の新設・停止・廃止計画<sup>(※7)</sup></p> <p>(c) 配電用変電所以下に接続する電源の電源種別ごと（太陽光発電、風力発電、その他電源等）の容量の合計値<sup>(※7)</sup></p>	業務部電力受給センター 電源グループ	当社と秘密保持契約を締結のうえ開示 <sup>(※2)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統連系希望者による場合<sup>(※3)</sup></li> <li>運転開始前（接続検討申込済）：1回</li> <li>運転開始前（契約申込済）：毎年度1回</li> <li>運転開始後：毎年度1回</li> <li>・学術および公益的な目的での開示希望者の場合<sup>(※4)</sup></li> <li>検証等が必要となった都度：1回</li> <li>・再エネ海域利用法<sup>(※5)</sup>に基づく公募への参加予定者の場合<sup>(※6)</sup></li> <li>公募への参加時：1回</li> </ul>

※1 開示対象期間は、情報更新日から起算した3か月前～14ヶ月前の1年間。開示単位は発電等設備ごとに1時間単位とする。

※2 開示請求者は、開示請求の都度、一定の手数料を支払う。開示については、秘密保持契約締結または手数料入金確認後のいずれか遅い日から1ヶ月程度を要する。

※3 系統連系希望者が開示請求を行う場合は、ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。

なお、低圧（容量10kW以上）の系統連系希望者が開示請求を行う場合は、事業の蓋然性が高まったと判断できる資料として、電力広域的運営推進機関が定める「接続検討申込書（高圧）」の様式3～様式5の8の提出を条件とする。

ただし、様式3および4については、仕様書など設備の仕様・出力・台数が分かる書類およびJET等の認証があるPCSを設置する場合は認証証明書の写しの提出により代替することができる。

※4 学術目的での開示請求を行う場合は、学術研究を目的とする機関、若しくは団体またはそれらに属する者であること、かつ、学術研究の用に供する目的で開示情報を取り扱うことを条件とする。

公益的な目的での開示請求を行う場合は、国や電力広域的運営推進機関の審議会等で検証等が必要となり、国や電力広域的運営推進機関からの要請等を受け検証等を行う者であることを条件とする。

※5 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）。

※6 出力制御のシミュレーションを行い、これを再エネ海域利用法第13条第1項に基づく公募の際の事業判断に使用することを踏まえ、開示請求者は公募への参加の蓋然性が高い書類（公募の際に、経済産業大臣および国土交通大臣に対して提出した「守秘義務対象情報の開示申請書」「守秘義務の遵守に関する誓約書」の写し）の提出を条件とする。

※7 ローカル系統および配電用変電所以下における開示内容については、開示準備が整い次第、開示する。



別表3 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報および窓口、手段、時期

情報項目	提示窓口	提示の手段	提示時期
(a) 送配電線等の事故状況 <sup>(※1)</sup> (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	※2	電話による説明等	都度
(b) 系統アクセス情報 (特別高圧) ・地内系統 (連系線を除く当社が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。) の送電系統図 (送電線および変圧器の容量を含む。) (ただし、別表1(b)(c)により公開する情報を除く。) ・地内系統の潮流図 (予想および実績) ・地内系統の設備定数 (送電線・変圧器等の電圧やインピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電設備への連系の技術検討に係る情報 ・地内系統の送変電設備計画 (ただし、別表1(c)により公開する情報を除く。) ・地内系統の作業停止計画 (計画および実績) ・地内系統の停電実績 (ただし、停電発生時に当社のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	・業務部カスタマーサービスセンター高圧電設グループ ・業務部電力受給センター電源グループ	メール送付および電話等での説明等	同上
(c) 系統アクセス情報 (高圧) ・配電系統図 (配電線および変圧器の容量を含む。) ・配電線の潮流 (予想および実績) ・配電線の設備定数 (配電線・変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係る情報 ・配電線の配電設備計画 ・配電線の停電実績 (ただし、停電発生時に当社のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	同上	同上	同上
(d) 系統連系希望地点付近または配電事業を営もうとする者がその事業を検討する範囲 (関連する特別高圧の地内系統の情報も含む。) の状況がわかる送電系統図または配電系統図	※3	窓口での閲覧、またはメール送付および電話等での説明等	同上

※1 送配電線等の事故状況については、社会的影響の大きな停電事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて、報道機関等に公表する場合がある。

※2 情報項目 (a) の提示窓口および要請者

要請者	提示窓口	
	特別高圧	高圧 (33kV配電線を含む)
契約者・発電契約者	業務部託送サービスセンター	
発電者および放電者・需要者	給電協定書または給電申合せ書に定める箇所	管轄の統括支店、支店またはネットワークセンターの業務部門 ただし、系統運用に係わる指令・操作の場合は、配電線連系協定書または操作申合せ書に定める箇所

※3 情報項目 (d) の提示窓口

特別高圧	高圧 (33kV配電線を含む)
・業務部カスタマーサービスセンター高圧電設グループ ・業務部電力受給センター電源グループ	系統連系希望地点または配電事業を営もうとする者がその事業を検討する範囲の設備を管轄する統括支店、支店またはネットワークセンターの配電部門